

平成二年度予算総額は五億二、四〇〇万円となり、前年度に比べ七、五〇〇万円（一六・七％）の増となっている。

現在の下水道処理区域面積は、事業認可区域六六haと区域外流入一五haの計八一ha、処理区域内戸数七九四戸（二〇四四人）、この内水洗戸数四二二戸（一、五〇五人）で水洗化率四九・四％となりました。

平成二年度では、市街化区域内の第一期計画に第二期計画三〇haを追加する一一九ha

下水道事業特別会計予算

新たに事業認可区域30haを追加

の事業認可変更を行い、追加した横越上・下地区も下水道工事に着手するとともに、面的整備では二本木寿団地を重点的に進めます。

また、これまでも水洗化促進のため排水設備資金の融資

平成二年度下水道事業会計予算は、収益的収支においては、収入、支出それぞれ一億一、七〇〇万円に資本的収支にお

いては、収入九、七〇〇万円、支出一億一、三四〇万円、収入が支出に対して不足する額一、六四〇万円は、当年度

四月に発行された納付書については、前年度の保険税額をもとに、四月から七月までを暫定保険税として発行いたしました。

八月には新しい税率で計算した税額から暫定保険税を差し引いた精算保険税の納付書が発行されます。

皆さんから納めていただいております保険税を上げないためにも病気の早期発見、早期治療に心がけ医療費の節約にご協力ください。

家畜診療所特別会計予算

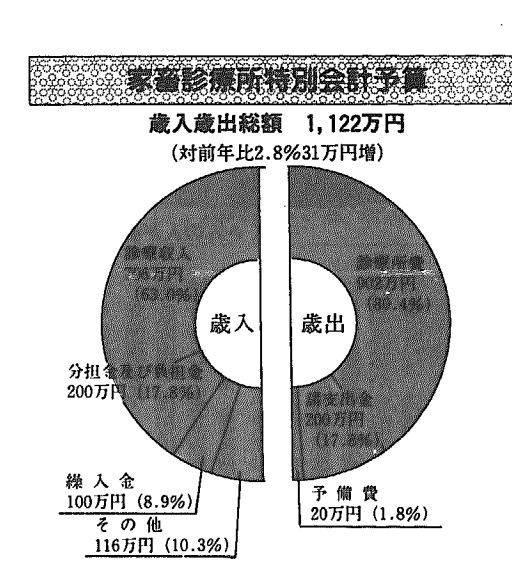
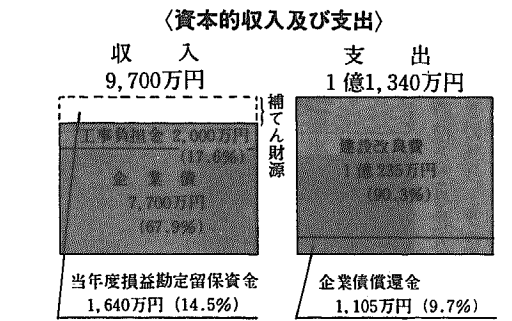
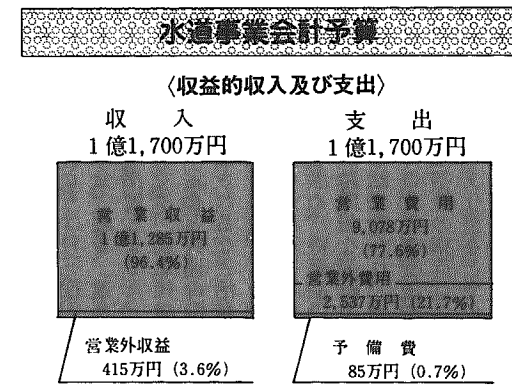
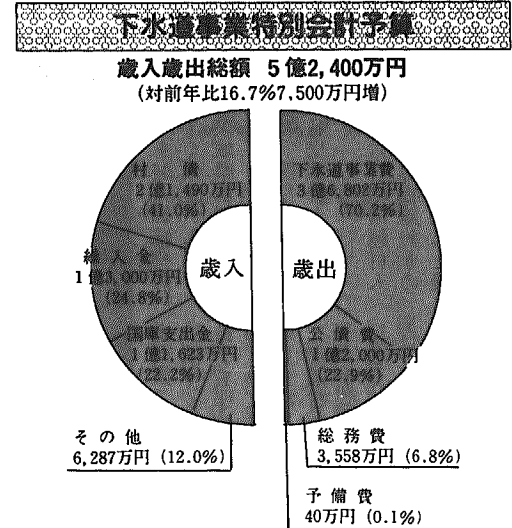
畜産振興と経営安定を図る

分損益勘定留保資金で補てんすることになっており、業務の予定量を給水栓数二、三八五栓、給水人口九、三二〇人、年間総給水量九、九二、二八〇m³と見込んで編成されています。

また、昭和六十三年から着手した阿賀野川浄水場拡張事業も三年目となる今年度は負担額七、七四四万円を予定しており、年度末には配水量の増量分について通水が可能となります。これにより将来とも安定した水の供給が確保されることとなります。

着手した阿賀野川浄水場拡張事業も三年目となる今年度は負担額七、七四四万円を予定しており、年度末には配水量の増量分について通水が可能となります。これにより将来とも安定した水の供給が確保されることとなります。

1)へ



婦人電気教室 受講生を募集

電気を上手に使ってより豊かでやすらぎのある暮らしを

▽開講期間：5月10月の毎月1、2回、原則として木曜日の午前9時～正午

▽受講料：2,000円

▽定員：20名（定員になりしだい、締め切ります）

▽申し込み：5月10日（木）までに東北電力新津営業所（☎0255-221314）へ

平成2年度特別会計予算

4月号で一般会計予算をお知らせしましたが、村では一般会計のほか下水道、国民健康保険、老人保健、工業団地造成、家畜診療所の各事業が特別会計制度に、水道が企業会計制度になっています。これら特別会計予算についてそれぞれお知らせします。

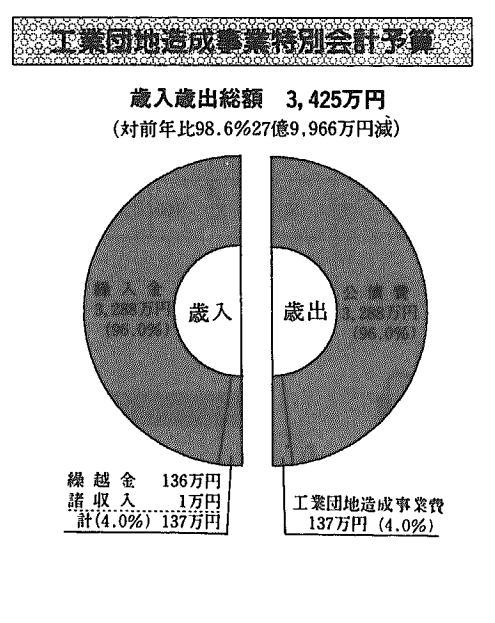
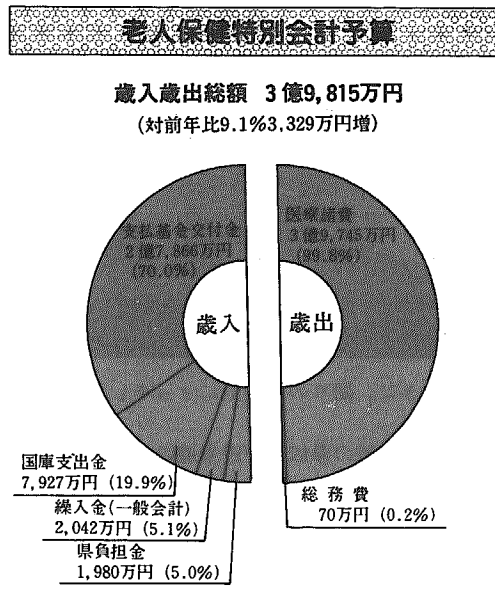
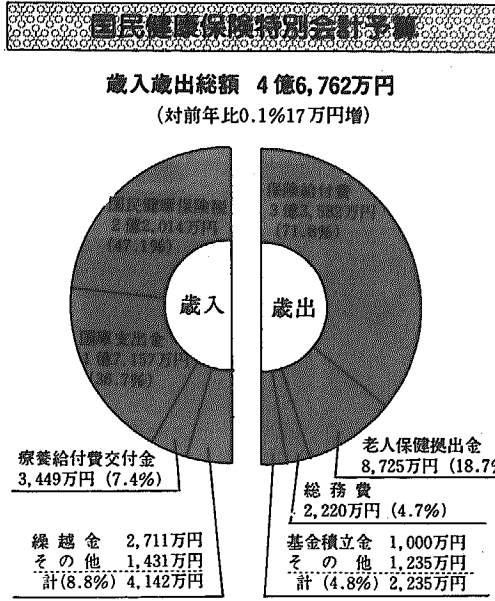
国民健康保険特別会計予算

医療費の純化などで前年度とほぼ同規模

平成二年度国民健康保険特別会計予算は、医療費の純化などにより前年比〇・一％の増にとどまり四億六、七六二万円に決まりました。

村の国民健康保険では平成二年度において、特に次の点を重点的に行っていく方針にしています。

- ①診療報酬明細書（レセプト）の点検強化
- ②医療費通知などを通じて適正な医療の確保
- ③通年の病類別疾病統計分析に基づき、疾病予防、健康管理の徹底
- ④収納率の向上
- ⑤広報活動の強化



老人保健特別会計予算

医療費の増加で前年比九・一％の伸び

平成二年度老人保健特別会計予算は、前年度比九・一％増の三億九、八一五万円に決まりました。

今年度の対象者は前年度に比べ三〇人増え九六〇人となりました。

工業団地造成事業特別会計予算

工事完了し、工場用地も完売

地域経済の活性化、雇用の確保をめざし進めてきた工業団地造成事業は、すでに工場用地が企業に完売され、造成区域面積一五・八haの工事も完了しました。

四月に発行された納付書については、前年度の保険税額をもとに、四月から七月までを暫定保険税として発行いたしました。

八月には新しい税率で計算した税額から暫定保険税を差し引いた精算保険税の納付書が発行されます。

皆さんから納めていただいております保険税を上げないためにも病気の早期発見、早期治療に心がけ医療費の節約にご協力ください。

り一〇人に一人が老人医療の該当者ということになります。今年度の老人一人当たりの医療費は、前年度予算より約一万五千円増の約四万五千円を見込んだものとなっています。

老人保健の歳出のほとんどは医療費に占められており、医療費の三億九、七〇〇万円の約半分が入院者（全体の約四％）の医療費として支払われ、あとの半分が通院や歯科

などに支払われています。それを賄う歳入は医療保険（政管健保・組合健保・船員保険・共済組合・国保等の保険者の拠出金）が七〇％、あとの三〇％を国二〇％、県五％、村五％の負担金で運営されています。

老人一人ひとりが病気の早期発見、早期治療に努め、健康な生活を送れるよう心がけるとともに、医療費の節約を図りましょう。